

八代市国民健康保険運営協議会の傍聴要領

1. 傍聴手続

会議の傍聴を希望される方は、会議の開催予定時刻までに、傍聴希望者名簿に氏名、住所、年齢、連絡先を記入して下さい。

下記の方は傍聴できません。

- ① 酒気を帯びていると認められる場合
- ② 危険物又は会議の妨げとなる器物を携帯している場合
- ③ その他会議を妨害し、又は他の傍聴者に迷惑を及ぼす恐れがあると認められる場合

2. 傍聴にあたっての注意事項

- ① 会議中は、静粛に傍聴することとし、私語を交わすことはできません。
- ② 会議室内で、飲食及び喫煙はできません。
- ③ 会議において、写真撮影、録画、録音等はできません。ただし、事前に申出があり、会長が認めた場合はその限りではありません。
- ④ 携帯電話の電源は切るか、マナーモードにしていただき、着信音が出ないようにして下さい。
- ⑤ 上記のほか、会議の秩序を乱し、又は会議を妨害するようなことはできません。

以上のことをお守りいただけない場合は、退席していただくことがあります。

3. その他

会議の秩序維持が困難になった場合、又は緊急に公開できない事項を審議する必要が生じた場合は、会議を途中で非公開とする場合がありますので、ご了承ください。

その他不明な点は、本協議会の事務局にお尋ねください。